

「徳島県子ども・子育て支援事業支援計画（素案）」について

1 計画策定の趣旨

平成 24 年 8 月に制定された子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）をはじめとする子ども・子育て関連 3 法の趣旨を踏まえ、本県における子ども・子育て支援新制度の円滑な施行に適切に対応し、待機児童対策をはじめとする子ども・子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組むことにより、「安心して子どもを産み育てることができる徳島」を実現するため策定する。

2 計画の性格

- ・ 子ども・子育て支援法第 6 2 条第 1 項の規定に基づくとともに、県内市町村が策定する市町村計画を踏まえて策定する。
- ・ 新たな「徳島はぐくみプラン」の子育て支援施策に係る実施計画として位置付けるとともに、その他の関係計画等との調和・連携を図る。
- ・ 国が平成 26 年 7 月に策定した「放課後子ども総合プラン」に基づく県行動計画としても位置付ける。

3 計画の期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間

4 素案の概要

（1）基本理念

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する。

（2）基本目標

- ・ 安心して子どもを産み育てることができる社会の実現
- ・ 全ての子どもの健やかな育ちを確保
- ・ 子どもの発達段階に応じた、質の高い教育・保育及び子育て支援の実施
- ・ 地域の実情や子育て家庭のニーズに沿った子育て支援施策の推進
- ・ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援
- ・ 関係機関の連携した取組み

（3）重点課題

- ・ 待機児童の早期解消
- ・ 過疎地域等における子育て支援サービスの充実
- ・ 保育士等の人材確保と資質向上

(4) 教育・保育の提供体制の確保

各市町村においては、教育・保育の提供体制を確保するため、施設整備等による受入れ定員枠の拡大に取り組む。

特に、保育については、国が定める「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに待機児童を解消すべく、計画的な施設整備に取り組む。

ア 教育

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必 要 量 ①	7,735	7,676	7,561	7,384	7,332
確 保 量 ②	11,928	11,623	11,734	11,655	11,576
差引 ②-①	4,193	3,947	4,173	4,271	4,244

イ 保育

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必 要 量 ①	16,191	15,991	15,801	15,494	15,306
確 保 量 ②	16,283	16,995	17,519	17,462	17,461
差引 ②-①	92	1,004	1,718	1,968	2,155

(5) 認定こども園の目標設置数、設置時期

(単位：か所)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
30	36	40	42	43

(6) 教育・保育等に従事する者の確保

ア 必要見込み人数

(単位：人)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3,667	3,726	3,791	3,803	3,803

イ 確保方策

- ・ 処遇改善をはじめとする勤務条件の向上
- ・ 職場環境の改善
- ・ 潜在保育士の再就職支援
- ・ 資格等の取得支援
- ・ 業務内容ややりがい等についての普及啓発

5 今後の予定

- ・ パブリックコメントの実施（12月中旬から1か月）
- ・ 徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に計画案報告（1月末）
- ・ 議会に計画案報告（2月議会）